

中期目標期間終了時の検討及び措置（案）について

1. 根拠法令

地方独立行政法人法（平成 30 年 4 月 1 日改正法施行）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第 30 条 設立団体の長は、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性 その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規程により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2. 中期目標の期間の終了時の検討及び措置（案）

総合医療センターは、平成21年10月1日に地方独立行政法人化し、平成24年4月から3病院での運営を始めて以来、年度ごとの業務実績評価において、「中期計画の達成に向け、おおむね計画どおりに進んでいる」と評価され、評価委員会を中心としたPDCAサイクルにより、業務は継続的に改善されてきている。加えて、今年度の新病院の開院により、総合医療センターが地域医療に果たす役割は、より重要なものになる。

これらのことから、総合医療センターの業務の継続又は組織の存続の必要性については、引き続き、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当と考える。

また、その他その業務及び組織の業務の全般については、これまでの評価委員会においてご議論やご意見をいただいているところである。これを踏まえて、今後の総合医療センターの方向性や求められる業務内容を明らかにし、次期中期目標を策定することをもって当該検討を行い、総合医療センターに指示することをもって所要の措置を講ずることとする。

検討項目	検討内容及び措置
業務の継続又は組織の存続の必要性	地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行う。
その他その業務及び組織の業務の全般	これまでの議論を踏まえた内容を反映させた、次期中期目標を策定し、総合医療センターに指示する。